

令和8年度本宮市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市の農業は、東日本大震災及び原発事故を起因とする風評被害により買い控えが起きたことで、震災以降に農業を辞めた農業者がいた。

また、令和7年産米の主食用米の価格が大幅に上昇した関係で、飼料用米等の非主食用米から主食用米への揺り戻しも懸念され、非主食用米の生産数量の目安の達成が困難になることも懸念される。

この状況を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を進めるため、農業の所得向上や意欲のある農業者へ農地を集積することや、農業所得を主食用米の販売（米価）に依存した取組みを避けることが求められている。こうした課題に対応するため、水田の畑地化を推進したいが、農業資材価格の高騰や、ほ場の条件などを考慮すると現状での本格的な推進が難しいのが実情である。

さらに、農業従事者の高齢化が進んでおり、今後の農業を担っていく農業者及び営農組織等の育成が急務となっているため、市や農業委員会と連携して地域課題に取り組んでいく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 適地適作の推進

本市の主力産業が水稻となっていることから、非主食用米を中心とした転換の推進を図る。また、主食用米については、地区のライスセンターへ色彩選別機の導入を進めており、令和8年度に市内全てのライスセンターへ導入が完了予定となっている。水稻農家の所得向上のため色彩選別機の利用促進について周知していく。

(2) 収益性・付加価値の向上

きゅうりの選果場が安達管内に開設されていることから需要があり、新規就農者でも比較的取組みやすい高収益作物であるきゅうりの推進を図る。

(3) 新たな市場・需要の開拓

令和4年度より酒造好適米の福乃香の作付けを行っており、引き続き作付け農家の増加に努める。またGAPの推進と併せて、福島県のブランド米である「福笑い」の作付けを行える農家の増加に努めるとともに、新市場開拓用米の作付け面積を増やしていく。

(4) 生産コストの低減

飼料用米の収益を上げるためには低コスト生産技術の導入や農地の集積・集約化が重要である。そのため、地区の営農組合やライスセンターを中心に飼料用米の規模拡大を図る。またプール育苗やスマート農業を推進することで、生産コストの低減を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 地域の農地の在り方

需要に応じた生産・販売を推進するにあたり、現在主食用米の供給に対して需要過

多となっており、米価が上昇している中、主食用米への生産意欲が旺盛であると思料される。しかしながら、構造的に、主食用米の需要は減少しており、過度に主食用米の作付が増加すれば、需給は緩和し過剰在庫、米価の下落を招く恐れがあることから、当協議会としては、主食用米からの転換が容易な飼料用米を中心とした非主食用米への取組みを推進することで、需要に応じた生産・販売を目指していくこととする。

畑地化については、生産者に対して水田の利用状況や今後の意向についての調査を実施し、水田として利用する意向のない生産者については、畑地化に関する国の制度を周知し、要望があった場合は取組んでいくこととする。

(2) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

畑作物のみを生産し続けている水田については、畑地化支援を活用した畑地化や、水稻栽培を取り入れたブロックローテーションを推進する。

令和7年度の点検の結果、該当農地の確認に時間を要したため畑地化やブロックローテーションを具体的に推進できなかったため、今年度はより注視していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

需要に応じた売れる米づくりの徹底によって米の主産地としての地位を確保する。
また、安全・安心・おいしい米づくりを目指し、高品質と均一化を図り、中食・外食のニーズに対応した業務用米の生産と安定取引を推進する。

(2) 備蓄米

主食用米代替えとして地域における水稻面積の維持・拡大を図るうえで重要であり、引き続き JA と連携し、推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米へのさらなる転換が見込まれるが、引き続き作付の推進を図る。
また、飼料用米の生産拡大にあたっては、主食用米の中で一般品種の推奨の他、特に多収品種を推奨し、効果的な肥培管理又は農薬の低減化により生産性向上とコストの低減化を図り、令和8年度には95haの水田面積を目指す。

イ 米粉用米

現行の栽培面積を維持する。

ウ 新市場開拓用米

現行の栽培面積を維持する。

エ WCS 用稲

実需者（地元畜産農家）との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

オ 加工用米

現行の栽培面積を維持する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、飼料作物については、実需者との契約に基づき現行の作付面積を維持する。
また、大豆については、産地交付金を活用した生産面積の増加や排水対策若しくは有機肥料の施肥を実施することで単収の増加を目指す。

(5) そば、なたね

そば、なたねについては、地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

油糧作物として期待されるなたねについては、原発事故後、営農を停止した農家にとって、営農再開の先駆けとなる作物として生産を推進し、産地交付金を活用し排水対策等により収量の安定化を図る。

(6) 地力増進作物

該当なし。

(7) 高収益作物

①野菜

産地交付金を活用し、地域の振興作物であるきゅうり、トマト、さやいんげん、ナス、ピーマン、ねぎを中心に生産拡大を目指す。

②花き・花木

産地交付金を活用してキクを中心に生産拡大を目指す。

③その他の高収益作物

産地交付金を活用して小豆の生産拡大を目指す。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1175.000	0.000	1169.000	0.000	1169.000	0.000
備蓄米	0.000	0.000	64.000	0.000	64.000	0.000
飼料用米	66.995	0.000	98.000	0.000	166.000	0.000
米粉用米	0.000	0.000	0.500	0.000	0.500	0.000
新市場開拓用米	4.765	0.000	4.765	0.000	3.396	0.000
WCS用稲	4.700	0.000	5.153	0.000	5.153	0.000
加工用米	0.000	0.000	0.163	0.000	0.163	0.000
麦	0.718	0.000	0.718	0.000	0.507	0.000
大豆	2.483	0.000	3.122	0.000	3.122	0.000
飼料作物	28.378	0.000	29.597	0.000	29.597	0.000
・子実用とうもろこし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.057	0.000
そば	0.879	0.000	1.502	0.000	1.502	0.000
なたね	0.000	0.000	0.100	0.000	0.100	0.000
地力増進作物	0.135	0.000	0.135	0.000	0.000	0.000
高収益作物	29.146	0	29.146	0	33.615	0
・野菜	23.995	0	23.995	0	28.326	0
・花き・花木	4.436	0	4.436	0	4.814	0
・果樹	0.475	0	0.475	0	0.475	0
・その他の高収益作物	0.24	0	0.24	0	0	0
その他	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
畑地化	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米 （一般品種） （基幹作物）	飼料用米推進助成	飼料用米（一般品種） 取組面積 10aあたりの生産費	（令和7年度） 0.6ha 59,000円	（令和8年度） 30ha 55,000円
2	飼料用米 （多収品種） （基幹作物）	飼料用米（多収品種）推進 助成	飼料用米（多収品種） 取組面積 単収 10aあたりの生産費	（令和7年度） 60.27ha 683kg/10a 77,000円	（令和8年度） 65ha 672kg/10a 75,000円
3	大豆（基幹作物）	大豆助成	大豆取組面積 単収	（令和7年度） 2.8ha 330kg/10a	（令和8年度） 2.9ha 330kg/10a
4	きゅうり・トマト（ミニトマト、加エトマト 含）・ナス・ピーマン・さやいんげん・ねぎ （基幹作物）	高収益作物助成	高収益作物 作付面積	（令和7年度） 7.18ha	（令和8年度） 7.5ha
5	飼料用米の生産ほ場の稲わら （基幹作物）	わら利用（耕畜連携）	飼料用米の稲わら利用面積	（令和7年度） 0ha	（令和8年度） 2.8ha
6	野菜 花き 公表用別紙のとおり （基幹作物）	一般野菜等作物助成	一般野菜等作物 作付面積	（令和7年度） 野 菜：16.81ha 花 き：4.4ha その他：0.2ha 合 計：21.41ha	（令和8年度） 野 菜：17ha 花 き：5ha 合 計：22ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福島県

協議会名:本宮市地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	飼料用米推進助成	1	10,000	飼料用米(一般品種)(基幹作物)	省力栽培に取組んだ面積に対する支援
2	飼料用米(多収品種)推進助成	1	11,000	飼料用米(多収品種)(基幹作物)	省力栽培に取組んだ面積に対する支援
3	大豆助成	1	3,000	大豆(基幹作物)	品質・生産性を向上する栽培に取組んだ面積に対する支援
4	高収益作物助成	1	9,000	きゅうり・トマト・(ミニトマト・加エトマト含)・ ナス・ピーマン・さやいんげん・ねぎ (基幹作物)	作付面積に応じて支援
5	わら利用(耕畜連携)	3	3,000	飼料用米の生産ほ場の稲わら(基幹作物)	生産性等を向上する栽培に取組んだ作付面積に応じて支 援
6	一般野菜等作物助成	1	5,000	野菜、花き (公表用別紙のとおり) (基幹作物)	作付面積に応じて支援

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

本宮市地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
本宮市地域農業再生協議会	9,892,000	9,892,000		9,880,700

3. 活用方法

配分枠

9,892,000

[illegible]

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

次の①～⑧の順に調整を行う。なお、単価調整においては飼料用米(一般品種)を優先する。

- ①飼料用米(一般品種)の取組を推進するため、整理番号「1」に1,000円/10aを上限に上乗せする。
- ②飼料用米(多収品種)の取組を推進するため、整理番号「2」に1,000円/10aを上限に上乗せする。
- ③整理番号「1」に1,000円/10aを上限に上乗せする。
- ④整理番号「2」に1,000円/10aを上限に上乗せする。
- ⑤整理番号「1」に1,000円/10aを上限に上乗せする。
- ⑥整理番号「2」に1,000円/10aを上限に上乗せする。
- ⑦高収益作物の取組を推進するため、整理番号「4」に1,000円/10aを上限に上乗せする。
- ⑧大豆の取組を推進するため、整理番号「3」に1,000円/10aを上限に上乗せする。

調整後単価は、原則として1,000円単位とする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

・地域の取組に応じた配分については、整理番号1～3の上限額まで充当するが、所要額が不足する場合は、できるだけ当初単価が維持できるよう、次の計算式により所要額が配分額の範囲内に収まるよう調整を行い、充当する。
(計算式) 調整後単価 = 使途ごとの配分額 / 使途ごとの面積
単価は、原則として1,000円/10a単位となるよう調整する。

・この他の使途について、所要額が配分額を超過する場合、残額が生じる使途から不足する使途へ残額を充当することとし、整理番号1→2→3の順に計画単価の8割を下限に、原則として1,000円/10a単位で単価を減額する。
それでもなお所要額が配分額を超過する場合は、整理番号6→5→4の順に、原則として1,000円/10a単位で減額する。

6. 高収益作物について

なし

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	福島県				整理番号	1（継続 R6）
使途名	【県枠】飼料用米多収品種推進助成					
対象作物	飼料用米多収品種（基幹作物）					
単 価	5,000円/10a以内（上限単価 8,000円/10a）					
課 題	本県において飼料用米は転換作物の柱である。多収品種の令和7年度作付面積割合は全国87%に対し、95%と多収品種への転換が進んでいる。令和6年度から一般品種における戦略作物助成が段階的に引き下げられていることから、引き続き一般品種から多収品種への転換を着実に進め、適切な肥培管理による単収向上を図る。 令和7年度の取組面積は1,364haと目標面積を大きく下回ったが、これは令和6年産主食用米の米価高騰等の影響から、主食用米の作付に転換したことによるものである。 令和7年度の実績が1,368haとなったことから、制度別・用途別作付計画において令和8年産の目標面積を500haに見直した。 生産費については、平均で10,162円と目標を達成した。要因としては、大規模に作付けしている市町村において生産費を抑えることができたことに起因するものと思われる。 R8年度の作付予定面積を修正したことからR8年度の目標面積を500haに見直す。 R3年度対比のR6推定物価高騰率が1.386倍となっており、R6年度の10a当たり主食用品種の推定肥料費が11,322円、多収品種の推定肥料費が18,908円となることから、そのかかり増し経費の約2/3に当たる5,000円を支援する。 また、追加配分を受けた場合、かかり増し経費の全額8,000円を上限単価とする。 （ 一般品種含む目標 多収品種の割合 R6年度 10,900ha 45% R7年度 7,000ha 95% R8年度 5,300ha 90% ）					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	飼料用米多収品種の 取組面積	目標	—	4,900ha 11,661円/60kg	5,250ha 11,661円/60kg	500ha 11,661円/60kg
	60kg当たりの 生産費	実績	— —	4,407ha 11,400円/60kg	1,368ha 10,162円/60kg	— —
内 容	飼料用米多収品種の作付を支援する。					
具体的 要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織 2 取組要件 ① 加工用米等取組計画書が受理されていること。 ② 実需者と出荷・販売契約を締結すること。 ③ 多収品種とは「需要に応じた米の生産・販売に関する要領別紙1の第4の3」に規定する品種（「たちすがた」、「アキヒカリ」及び「まいひめ」を含む。） ④ 多収品種の栽培暦等に記載のある施肥窒素量以上とすること（※）。 ⑤ 低コスト等に資するため、別紙1の「個票1（飼料用米（多収品種））」における取組の可否「欄」に「○」の表記がある取組を1つ以上実施すること。 ※堆肥等の施用、田畑輪換、側条施肥等の肥効が高まる施肥等、合理的な窒素施肥減肥が可能な場合についてはこの限りではない。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書 2 取組要件 ① 作付面積については、営農計画書、団地化計画書、ほ場位置図等の書類及び現地確認 ② 農政局長からの情報提供書類 ③ 出荷契約書、販売伝票、作業日誌等 ④ 多収品種の種子購入伝票（自家採種の場合は、自家採種の取組申請書及び導入当初の種子購入伝票）					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1 取組面積については、作付面積である交付対象面積を集計する。 2 生産費については、関係機関等の聞き取りにより調査する。					
備考	令和8年度の取組の検証を行い、令和9年度以降の飼料用米多収品種への支援について検討を行う。支援年限は令和8年度までとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	福島県				整理番号	2(継続 H27)	
使途名	【県枠】加工用米複数年契約助成						
対象作物	加工用米（基幹作物）						
単 価	20,000円/10a（上限単価 23,000円/10a）						
課 題	加工用米については、飼料用米とともに水田収益力強化における重要品目に位置付けており、県内でもＪＡ全農福島等からの需要が見込まれていることから、加工用米の作付拡大、定着化を推進し、農家の経営安定を支援する必要がある。 これまでも３年以上の複数年契約及び品質向上に資する要件を設定し推進しており、県内の取組は定着してきているが、依然として取組面積が伸び悩んでいる状況にある。 取組面積の伸び悩んだ一因としては、令和７年度より低コスト生産等に資する取組要件を４つとしたことにより農業者が算入するハードルが高くなってしまっていることもあり、各地域農業再生協議会を通じて条件が厳しく取組が難しいとの意見も寄せられていることから、令和８年度においては当該課題を改善すべく、取組要件を２つとした。 令和７年度においては、飼料用米からの転換により作付面積が前年度より518ha増加した。 また、令和８年度当初単価については、米の全算入生産費が令和６年において132,112円/10aとなっており、農業生産資材価格指数が令和６年平均120.6から令和７年１月～11月平均で123.9と3.3ポイント上昇していることから、令和７年の全算入生産費（推計）135,727円/10aと令和６年との差額3,615円を反映し、当初単価に4,000円上乗せし、上限単価にも4,000円/10a上乗せする。						
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
	加工用米の 作付面積	目 標	450ha	500ha	600ha	1,500ha	
		実績	448ha	429ha	946ha	－	
	複数年契約の 取組面積	目 標	400ha	400ha	336ha	1,200ha	
実績		337ha	377ha	256ha	－		
内 容	加工用米の作付に当たって、３年間以上の契約に基づく取組に対して助成する。						
具体的 要件	１ 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織 ２ 取組要件 ① 加工用米等取組計画書が受理されていること。 ② 加工用米の作付けに当たって、次の要件の全てを満たす3年以上の複数年の販売契約（令和6年産から令和10年産までの間の連続した3年分以上を含むもの）を締結しているもの。 ア 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約が締結されていること。 イ 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ウ 複数年契約の期間において契約数量が維持又は増加するものであること。 ③ 品質向上に資するため、対象ほ場において、次のうちいずれか１つに取り組むこと。 ア 土づくり（県施肥基準に定める堆肥又は土壤改良資材の施用） イ 病虫害防除（紋枯病防除、カメムシ防除、色彩選別機による調製） ④ 低コスト生産等に資するため、対象ほ場において、別紙1の「個票2（加工用米（複数年契約））」における取組の可否「欄」に「○」の表記がある取組のうちいずれか２つに取り組むこと。						
取組の 確認方法	１ 助成対象者 営農計画書、交付申請書及び出荷・販売契約書 ２ 取組要件 ① 農政局長からの情報提供書類 ② 出荷・販売契約書 ③ 作業日誌、堆肥、土壤改良資材等の購入伝票						
成果等の 確認方法	令和８年１２月末までに、以下の方法で確認する。 １ 加工用米の作付面積については、加工用米認定結果通知書の集計を行う。 ２ 複数年契約の取組面積については、交付対象面積の集計を行う。						
備考	令和８年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続する。 コメ新市場開拓等促進事業との重複助成可。 支援年限は設定していない。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和８年度から新規に設定した目標については、令和７年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	福島県				整理番号	3(継続 H30)
使途名	【県枠】新市場開拓用米取組拡大助成					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作物）					
単 価	20,000円/10a（上限単価 23,000円/10a）					
課 題	需要に応じた米生産を推進するためには、主食用米から将来の需要の受け皿としての見込がある新市場開拓用米への転換を図る必要があり、収益力の向上を目指し単収向上を目標として多収品種による取組を支援してきた。 令和7年度は、主に令和6年産主食用米の価格上昇の影響を受け、主食用米等への転換により80haの減少となった。 また、単価について、米の全算入生産費は令和6年において132,112円/10aとなっている。農業生産資材価格指数が令和6年平均120.6から令和7年1月～11月平均で123.9と3.3ポイント上昇していることから、令和7年の全算入生産費（推計）135,727円/10aと令和6年との差額3,615円を反映し、当初単価に4,000円上乘せし、上限単価にも4,000円/10a上乘せする。 作付意向調査において作付予定面積が増加しているが、これはコメ新市場開拓促進事業において酒造好適米が対象に追加されたことによるものと推測される。一方で産地交付金としての取組は昨年度から伸び悩んでいる。その一因として考えられるのは、令和7年度より低コスト生産等に資する取組要件を4つとしたことにより農業者が算入するハードルが高くなってしまっていることにあり、各地域農業再生協議会を通じて条件が厳しく取組が難しいとの意見も寄せられている。 よって、令和8年度においては当該課題を改善すべく、取組要件を2つとした。 なお、R8年度作付予定面積を修正したことから、R8年度目標面積を150haに見直す。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新市場開拓用米の 取組面積	目標	100ha 660kg/10a	200ha 580kg/10a	250ha 590kg/10a	150ha 600kg/10a
	10a当たりの収量	実績	141ha 570kg/10a	171ha 567kg/10a	98ha 579kg/10a	— —
内 容	新市場開拓用米について、多収品種及びコシヒカリの作付に対する取組を支援する。					
具体的 要件	1 助成対象者 需要者に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2 取組要件 ① 加工用米等取組計画書が受理されていること。 ② 多収品種とは、「需要に応じた米の生産・販売に関する要領別紙1の第4の3」に規定する品種及び国の委託試験等によって開発された多収品種及び都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種をいう。具体的品種名は別紙3のとおり。 ③ 対象は場において、別紙1の「個票3（新市場開拓用米）における取組の可否」欄に「○」の表記がある取組のうちいずれか2つに取り組むこと。なお、コメ新市場開拓等促進事業で取り組んだ取組以外の取組とすること。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2 取組要件 ① 農政局長からの情報提供書類 ② 多収品種種子購入伝票 ③ 作業日誌、堆肥、土壌改良資材等の購入伝票					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1 取組面積については、交付対象面積を集計する。 2 10a当たりの収量については加工用米等生産集出荷数量一覧表で確認する。					
備考	令和8年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続する。 個票7又はコメ新市場開拓等促進事業のうちいずれかとの重複助成可。 コメ新市場開拓等促進事業に採択された場合は、個票8との重複助成可。 支援年限は令和8年度までとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

(別紙1)低コスト生産等に資する取組

取組メニュー	取組内容	個票1 飼料用米(多収品種) における取組の可否	個票2 加工用米における 取組の可否	個票3 新市場開拓用米におけ る取組の可否
① 直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培	○	○	○
② 疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ 密度を低くし、移植に要する苗箱数を 減らす取組	×	○	○
③ 高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ 密度を高くし、移植に要する苗箱数を 減らす取組	○	○	○
④ プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き 湛水状態で行う育苗	○	○	○
⑤ 温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を 浸漬し、種子消毒を行う取組	○	○	○
⑥ 効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培	○	○	○
⑦ 作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期 を分散する取組	○	○	○
⑧ 土壌診断等を踏まえた 施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や 土壌改良資材の施用	○	○	○
⑨ 効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施 肥	○	○	○
⑩ 効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理	○	○	○
⑪ 化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の 30%以上削減	○	○	○
⑫ 化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、 化学農薬の使用量の50%以上削減	○	○	○
⑬ 多収品種、高温耐性品 種)導入	以下のいずれかの品種の作付け ①多収品種 ②高温耐性品種	×	○	○
⑭ 農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用や シェアリングサービスの活用	○	○	○
⑮ スマート農業機器の活 用	ドローンや水管理システム等の活用	○	○	○
⑯ ほ場由来の温室効果ガ スの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に 向けた取組の実施	○	○	○
⑰ ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施	○	○	○
⑱ 立毛乾燥	もみの水分量が20%以下での刈取り	○	○	○
⑲ 団地化	3ha以上の作付 (ただし、中山間地域では2ha以上)を行い、 うち1/2以上の団地化(団地化要件は別紙2の とおり)に取り組むこと。なお、中山間地域と は、中山間直接支払対象地域及び農林統計の 農業地域類型区分の中間農業地域・山間農業 いずれかに該当する地域を含む市町村とす る。)	○	○	○
⑳ 多肥栽培の施肥	慣行栽培より窒素成分2kg/10a	×	×	○
㉑ 紋枯病防除	紋枯病防除剤の適期散布	○	○ ただし、取組要件③イの 取組で紋枯病防除を 選択した場合は×	○

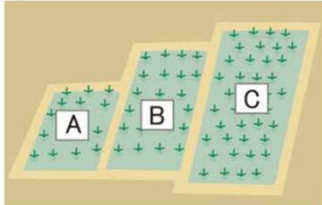
(別紙2)団地化の要件

次のいずれかに該当すること。

なお、飼料用米または米粉用米の場合は、「区分管理方式」による出荷の場合、あるいは「一括管理方式」であっても、主食用米ほ場と接続していないなど飼料用米または米粉用米の取組として地域協議会が確認できる場合にのみ適用することとする。

- ① 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの。
- ② 2つ以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの。
- ③ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの。
- ④ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの。
- ⑤ 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの。
- ⑥ 同じ進入路に面した2つの農地の間に、一筆の農地が存在しているもの。
- ⑦ 2つの農地の進入路の間の距離が、どちらかの農地の一辺以下の長さとなっているもの。
- ⑧ 2つの農地の進入路の間の距離が、120m以下となっているもの
- ⑨ 農道及び用排水路により囲まれた一連の農地に、2つ以上の農地があるもの。

①



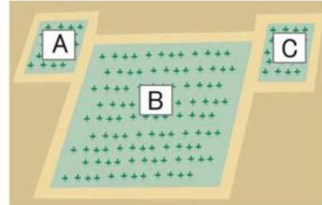
2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの

②



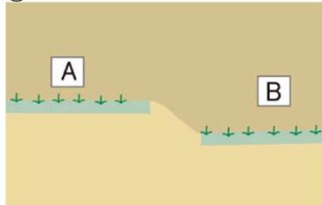
2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの

③



2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの

④



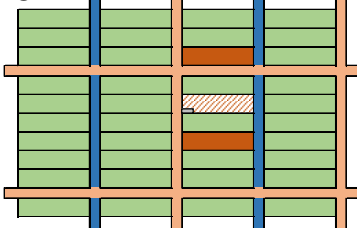
段状をなしている2筆以上の農地の高低差が農作業の継続に影響しないもの

⑤



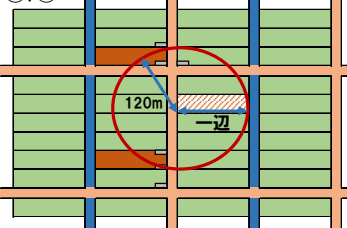
2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

⑥



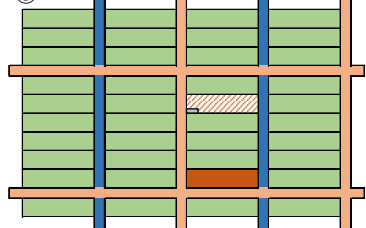
同じ進入路に面した2筆の農地の間に、1筆の農地が存在しているもの

⑦、⑧



2筆の農地の進入路の間の距離が、どちらかの農地の一辺の長さ以下、もしくはおおむね120m(標準ほ場の一辺)以下のもの

⑨



農道及び用排水路により囲まれた区域内に存在する2筆以上の農地

農地

既経営農地

交付対象となる農地

進入口

排水路

農道等

(別紙3)多収品種一覧

しきゆたか

ちほみのり

つきあかり

ゆみあずさ

えみのあき

萌えみのり

天のつぶ

里山のつぶ

にじのきらめき

県が多収品種として判断する地域特認品種

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	福島県				整理番号	4 (継続 H29)
使 途 名	【県枠】 飼料用トウモロコシ助成					
対 象 作 物	飼料用トウモロコシ (青刈り (サイレージ) 及び子実用) (基幹作物)					
単 価	6,000円/10a (上限単価 9,000円/10a)					
課 題	飼料用トウモロコシは、栄養価が高いため畜産農家の需要も多く、さらに水田の利用集積や団地化を行うことで、より低コストに畜産農家への供給が可能となり、畜産農家の所得向上につながる。 これらの水田における栽培メリットを活かし、飼料用トウモロコシの生産を推進する。 令和7年度においては、取組面積が計241haとなり、前年度の実績を上回ったが、目標に届かなかった。 また、令和6年度までは取組要件として、県の奨励品種・優良品種を選択項目に入れていたものの、品種の改廃が早く、流通実態に合わない品種が多いことから令和7年度より取組要件から外した。 令和8年度当初単価について、自給飼料生産コストが令和4年度78円/TDN kgに対し、令和5年度83円/TDN kgと上昇している。県畜産指導指針によると10a当たり収量(コンサイレージ)はTDN 1,000kg/10a(早生)となっていることから、10a当たり令和4年度は78,000円に対し、令和5年度は83,000円となる。 この差額5,000円の1/2程度を助成するため、令和7年度当初単価に2,000円上乘せし、上限単価を令和7年度当初単価に5,000円上乘せした9,000円とする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	青刈り(サイレージ)の 取組面積	目標	—	258ha	258ha	258ha
		実績	—	4,910kg/10a	4,910kg/10a	4,910kg/10a
	10a当たりの収量	目標	161ha	177ha	241ha	—
		実績	4,830kg/10a	5,424kg/10a	4,135kg/10a	—
	子実用トウモロコシの 取組面積	目標	—	15ha	20ha	25ha
		実績	—	600kg/10a	600kg/10a	600kg/10a
	10a当たりの収量	目標	8ha	12ha	36ha	—
実績		570kg/10a	597kg/10a	443kg/10a	—	
飼料用トウモロコシの 合計取組面積	目標	273ha	273ha	194.6ha	283ha	
	実績	169ha	189ha	277ha	—	
内 容	飼料用トウモロコシの作付について、生産性向上に対する取組を支援する。					
具体的 要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織。 2 取組要件 ① 実需者等との出荷・販売契約等を締結または自家利用計画を策定するとともに、収穫を行うこと。 ② 生産性向上に資するため、対象ほ場について、次のア～スのいずれか3つに取り組むもの。 ア 排水対策の実施(明渠・暗渠の施行、心土破碎) イ 均平作業(レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平化) ウ 獣害対策(電気柵等の設置)による収量の安定 エ 県施肥基準に定める堆肥又は窒素成分の施用 オ 効果的な施肥(適切な追肥の実施) カ 農業によらない病虫害対策(耕作的防除等の取組) キ 生物農薬の活用(有機生物の防除に生物農薬(BT剤)の活用) ク 難防除雑草対策(薬剤によりイチビ、アレチウリ、ワルナスビ、帰化アサガオ類等の防除) ケ 化学肥料の使用量削減(堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減) コ 化学農薬の使用量削減(総合的な防除体系の確立等により化学農薬の使用量の50%以上削減) サ カビ毒の低減(カビ毒の原因となる病虫害の防除とカビ毒の検査の実施) シ 農業機械の共同利用(地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用) ス スマート農業機器の活用(ドローンや可変施肥機等の活用)					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書 2 取組要件 ① 出荷・販売契約書、自家利用計画書、作業日誌等 ② 取組確認は取組がわかる書類(作業日誌、種子購入伝票)及び現地確認。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1 飼料用トウモロコシの取組面積については、交付対象面積を集計する。 2 単収については、関係機関聞き取り調査による。					
備 考	令和8年度取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続する。 畑作物産地形成促進事業との重複助成可。 支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	福島県				整理番号	5(継続 R2)	
使途名	【県枠】麦・大豆生産拡大助成						
対象作物	麦、大豆(基幹作物)						
単 価	7,000円/10a(上限単価:12,000円/10a)						
課 題	需要に応じた生産により水田農業を振興していくために、水稻以外の作物による水田の高度利用を促進し、特に震災前相当面積のあった麦・大豆の生産拡大を推進する必要がある。 更に、麦・大豆は収量・品質ともに低いことから、収量向上に結びつく生産技術への支援を行う。 令和7年度取組面積は、麦・大豆ともに前年度を下回った。麦の収量は209kg/10a、大豆の収量は109kg/10aとなり、ともに前年度の実績を下回った。 また、令和7年度から、取組要件について単収向上に資する取組4つに取り組むこととした。 令和8年度当初単価について、麦の全算入生産費は令和6年において73,670円/10aとなっている。農業生産資材価格指数が令和6年平均120.6から令和7年1月～11月平均で123.9と3.3ポイント上昇していることから、令和7年の全算入生産費(推計)75,686円/10aと令和6年との差額2,016円となっている。 同様に、大豆の全算入生産費は令和6年において65,170円/10aとなっており、令和7年の全算入生産費(推計)は66,953円/10aとなる。よって、麦、大豆ともに令和6年との差額を反映し、当初単価に2,000円上乘せし、上限単価にも2,000円/10a上乘せする。						
目 標				令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	麦	取組面積 10a当たりの収量	目標	330ha 350kg/10a	347ha 350kg/10a	368ha 350kg/10a	446ha 350kg/10a
			実績	327ha 290kg/10a	366ha 309kg/10a	341ha 209kg/10a	— —
		取組面積 10a当たりの収量	目標	940ha 180kg/10a	1,000ha 180kg/10a	1,003ha 180kg/10a	1,080ha 180kg/10a
			実績	867ha 107kg/10a	860ha 113kg/10a	788ha 109kg/10a	— —
	合計	取組面積	目標	1,270ha	1,347ha	1,551ha	1,646ha
			実績	1,195ha	1,226ha	1,170ha	—
内 容	麦・大豆の作付けに対して、収量向上の取組を支援する。						
具体的要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織。 2 取組要件 ① 実需者等との出荷・販売契約等を締結または自家利用計画を策定するとともに、収穫を行うこと。 ② 単収向上に資するため、対象ほ場について、次のいずれか4つ以上に取り組むもの。 【麦】次のうちから4つ以上取り組むこと。 ・排水対策のうち、暗渠の施工、心土破碎のいずれかの実施 ・病害虫防除対策の実施 ・追肥 ・新たに導入した品種に応じた栽培管理(新たに導入した品種に応じた施肥や防除等) ・難防除雑草対策(薬剤によるスズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ等の防除) ・農業機械の共同利用(地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用) ・スマート農業機器の活用(ドローンや収量コンバイン等の活用) ・1ha以上の団地化(要件は別紙2のとおり) 【大豆】次のうちから4つ以上取り組むこと。 ・福島県施肥基準に基づく堆肥施用 ・排水対策のうち、暗渠の施工、心土破碎、畝立て播種栽培のいずれかの実施 ・2回以上の病害虫防除対策の実施 ・追肥 ・大豆300A技術(研究機関が開発した大豆300A技術及びそれに類する播種技術の実施) ・難防除雑草対策(薬剤による帰化アサガオ類やアレチウリ等の防除) ・1ha以上の団地化(要件は別紙2のとおり) ・農業機械の共同利用(地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用) ・スマート農業機器の活用(ドローンや収量コンバイン等の活用)						
取組の確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書 2 取組要件 ① 出荷・販売契約書、自家利用計画書、作業日誌等 ② 取組確認は取組がわかる書類(作業日誌、種子購入伝票)及び現地確認。						
成果等の確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1 取組面積については、交付対象面積を集計する。 2 単収については、関係機関等への聞き取り調査による。						
備考	令和8年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続する。 畑作物産地形成促進事業又は麦・大豆需要拡大・生産向上支援事業のうち技術対策支援事業のいずれかとの重複助成可。 支援年限は設定していない。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	福島県				整理番号	6(継続 H27)
使途名	【国枠】そば・なたね助成					
対象作物	そば(基幹作物)、なたね(基幹作物)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	令和7年度の取組面積について、そばは畑地化が進んだことから前年度実績を下回ったが、なたねは前年度実績を上回った。県としては、転換作物の一つとして重要な位置づけであるそば、なたね等畑作物への取組を支援する県単事業と併せて交付金による支援を継続する。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	そばの 取組面積	目標	2,100ha	1,255ha	1,155ha	1,055ha
		実績	1,449ha	1,315ha	1,297ha	-
	なたねの 取組面積	目標	55ha	85ha	86ha	87ha
		実績	63ha	86ha	103ha	-
	合計	目標	2,155ha	1,470ha	1,361ha	1,252ha
実績		1,534ha	1,481ha	1,400ha	-	
内 容	そば又はなたね(油糧用)について、水田における排水対策に取り組んだ上で生産を行い、農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づく販売、自家加工や直売所等での販売を行う取組を支援する。					
具体的 要件	1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織。 2 取組要件 ① 次のいずれかに取組むもの。 ア 農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約を締結していること。 イ 実需者等との販売契約を締結していること。 ウ 自家加工や直売所等での販売を行うこと。 ② 排水対策を行うこと(明渠・暗渠の施行、高畦栽培、心土破碎、畦間排水)。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書 2 取組要件 ① 出荷契約書又は販売契約書の写し又は販売伝票(自家加工販売(直売所での販売)の場合は「自家加工販売(直売所での販売)実績報告書」) ② 作業日誌等の取組が分かる書類又は現地確認。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1 取組面積については、交付対象面積を集計する。					
備考	令和8年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続する。 支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	福島県				整理番号	7(継続 H30)
使途名	【国枠】新市場開拓用米助成					
対象作物	新市場開拓用米(基幹作物)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	新市場開拓用米は、将来の需要の受け皿として積極的に取り組んで行く必要があることから、引き続き支援する。 令和7年度は飼料用米等からの転換もあり、取組面積は前年度を上回ったが、目標には届かなかった。 今後は輸出用米の需要が伸びることが想定されることから、実績に合わせた目標面積の変更はしないこととする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新市場開拓用米 の取組面積	目 標	100ha	200ha	250ha	150ha
		実績	11ha	7.6ha	98ha	-
内 容	需要者と出荷・販売契約を締結し、新市場開拓用米へ転換する取組を支援する。 コメ新市場開拓等促進事業の支援対象面積については助成しない。					
具体的 要件	1 助成対象者 需要者に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。 2 取組要件 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等取組計画が受理されていること。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2 取組要件 農政局長からの情報提供書類					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1 取組面積については、交付対象面積を集計する。					
備考	令和8年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続する。 個票3との重複助成可。 支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	福島県				整理番号	8(継続 R4)
使途名	【国枠】新市場開拓用米の複数年契約助成					
対象作物	新市場開拓用米(基幹作物)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	新市場開拓用米が安定的に供給されるように産地を誘導するため、複数年契約を推進する必要がある。 令和7年度においては、コメ新市場開拓等促進事業の採択が必須要件となったことから、取組面積が14haとなった。 令和7年度に新市場開拓用米の複数年契約に取り組んだ農業者が令和8年度も複数年契約を継続すると推定し、令和8年度の目標面積を20haのままとする。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	複数年契約 の取組面積	目 標	60ha	120ha	20ha	20ha
		実績	61ha	20ha	14ha	-
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、新市場開拓用米へ転換する取組を支援する。					
具体的 要件	1 助成対象者 ①コメ新市場開拓等促進事業に採択された者 ②需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、複数年契約(令和8年度から新たに結んだ3年以上の契約)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農による取組であること。 (1)生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側の契約であること。 (2)販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 (3)複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 2 取組要件 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等取組計画が受理されていること。					
取組の 確認方法	1 助成対象者 交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。 2 取組要件 農政局長からの情報提供書類。					
成果等の 確認方法	令和8年12月末までに、以下の方法で確認する。 1 取組面積については、交付対象面積を集計する。					
備考	令和8年度の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続する。 個票3及びコメ新市場開拓等促進事業との重複可。 支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度以前の目標の記載は不要です。